

## 平成23年分公的年金等の 源泉徴収票の交付について

国民年金、厚生年金保険の公的年金などの老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。(障害年金・遺族年金は課税されません)

厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者全員に平成23年分の源泉徴収票を交付しました。

源泉徴収票の記載事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

### 【確定申告の際に必要】

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(2月16日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署へ提出)を行うことになっています。

また、老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が158万円に満たない方は、所得税が源泉徴収されません。この源泉徴収票は、申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

### 【源泉徴収票を紛失したとき】

もしも、源泉徴収票を紛失されたときやまだ届いていないときは、本人または親・子からの申し出に限り、再交付の受付を行っています。お問い合わせの際に基礎年金番号をお聞きし、登録されたご住所へ送付しますので、お気軽にご相談ください。

日本年金機構 **ねんきんダイヤル 0570-05-1165**

〈受付時間〉 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで)

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

## 教育委員会だより

### 元気なあいさつで 人もまちも元気に

まちのあちらこちらから、元気なあいさつが聞こえてくると、その声からも元気がもらえ、町全体が活気づきますね。そんなまちづくりの一環を担おうと、中学校の子どもたちが中心になり、小学校と共同であいさつ運動に取り組んでいます。地域の方々も参加され、徐々にあいさつの輪が広がっているように感じます。

ところで、今朝、あなたは何人の人と視線を合わせ、声に出してあいさつをしましたか。目を伏せて小さな声で「おはよう」といったり、会釈のみで済ませてしまったり、はたまた相手のあいさつに対して、聞こえないふりをして無視したことはなかったですか。

あいさつは、ケジメです。「おはよう」で今日が始まり、「おやすみ」で今日を締める。

あまりにも基本的なことではないがしろにしてしまいがちですが、基礎すら実行できない状態では、応用も不安定です。

大人同士でのあいさつがないがしろにされてしまうと、当然子どもたちにも影響します。

面倒だ、恥ずかしいといった感情を持つことが、そもそも恥ずかしいのだということを思いだしてみてはどうでしょうか。一人ひとりのちょっとした心がけが、地域社会の環境や人間関係の向上にきつとつながります。

シドニーオリンピック金メダリストの高橋尚子さんを育てた小出義雄監督は「あいさつといっても、黙礼だけのあいさつでは意味がない。ちゃんと顔を上げて、声を出すことが肝心なのだ」と話されました。

皆さんも今日の帰りや明日の朝から、目を合わせて、声を出してあいさつを交わしてみてください。そして子どもたちにも..

